

西 監 第 6 2 号
令和 3 年 1 月 20 日

西之表市長 八板 俊輔 様
西之表市議会議長 永田 章 様

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 川村 孝則

令和2年度指定管理者監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、別紙のとおり提出します。

西之表市監査委員公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を、別紙のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 20 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和

西之表市監査委員 川村 孝則

令和2年度指定管理者監査結果報告書

1 実施日時及び監査対象

- (1) 実施日時 令和3年1月14日(木) 10:00~12:00
- (2) 監査対象 かもめ児童館管理業務
美浜児童センター管理業務
赤尾木城文化伝承館月窓亭管理業務
- (3) 所管課 福祉事務所
教育委員会社会教育課

2 実施場所

監査委員室

3 監査の範囲

- ・かもめ児童館管理業務に関する執行状況等について
- ・美浜児童センター管理業務に関する執行状況等について
- ・赤尾木城文化伝承館月窓亭管理業務に関する執行状況等について

4 監査の方法

- ・監査の対象となる公の施設の管理運営業務について提出された資料を審査し、所管課の説明を求め、監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 協定書に則って適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ①施設管理業務の実施状況
 - ②施設の利用状況
 - ③安全確保への配慮
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

6 監査の結果

監査の結果、当該施設の管理運営業務については、概ね適正に執行されていると認められたが、一部に指摘すべき事項が見受けられたので、次に示すこととする。

- ・美浜児童センターのトランポリン用マットについて、前回の監査において、老朽化し、危険性があるので、改善するよう求めていたが、改善されていないことから、早急に対策を講じるよう要望する。